

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 9月20日
【会社名】	株式会社A D E K A
【英訳名】	ADEKA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 城詰 秀尊
【本店の所在の場所】	東京都荒川区東尾久七丁目 2 番35号
【電話番号】	03 (4455) 2812
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 財務・経理部長 志賀 洋二
【最寄りの連絡場所】	東京都荒川区東尾久七丁目 2 番35号
【電話番号】	03 (4455) 2812
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 財務・経理部長 志賀 洋二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社A D E K A 大阪支社 (大阪府大阪市北区曽根崎二丁目12番 7 号) 株式会社A D E K A 名古屋支店 (愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目20番12号)

1【提出理由】

当社は、平成30年8月22日から平成30年9月19日までを公開買付期間として、日本農薬株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施し、平成30年9月27日に、本公開買付けの決済を開始する予定です。また、対象者は、平成30年8月21日開催の取締役会において、当社を割当予定先とし、平成30年9月28日から同年10月31日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行（普通株式20,895,600株、払込価格は1株当たり670円、総額14,000,052,000円。以下「本第三者割当増資」といいます。）について決議しており、当社は、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式20,895,600株）のうち11,940,300株について、本公開買付けの決済の完了日の翌営業日（平成30年9月28日）に払込みを行う予定です。これに伴い、当社の特定子会社に異動がありますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	日本農薬株式会社
住所	東京都中央区京橋一丁目19番8号
代表者の氏名	代表取締役社長 友井 洋介
資本金	10,939百万円（平成30年6月30日現在）
事業の内容	農薬、医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、木材用医薬品、農業資材等の製造業、輸出入業、販売業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数

異動前 161,796個（うち間接所有：30個）

異動後 401,760個（うち間接所有：30個）

総株主等の議決権に対する割合

異動前 24.21%（うち間接所有：0.004%（小数点以下第四位を四捨五入））

異動後 51.00%（うち間接所有：0.004%（小数点以下第四位を四捨五入））

(注) 1 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」は、対象者が平成30年8月10日に提出した第119期第3四半期報告書に記載された平成30年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（70,026,782株）から、対象者が平成30年8月10日に公表した「平成30年9月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成30年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数（3,190,656株）を控除した株式数（66,836,126株）に係る議決権の数（668,361個）を分母として計算しております。

2 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、対象者が平成30年8月10日に提出した第119期第3四半期報告書に記載された平成30年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（70,026,782株）から、対象者が平成30年8月10日に公表した「平成30年9月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成30年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数（3,190,656株）を控除した株式数（66,836,126株）に、本第三者割当増資により当社が取得する対象者普通株式数（11,940,300株）を加算した数（78,776,426株）に係る議決権の数（787,764個）を分母として計算しております。

3 「総株主等の議決権に対する割合」については、特段の記載のない限り、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 本公開買付けの決済及び本第三者割当増資に係る払込みの結果、平成30年9月28日をもって、当社が所有する対象者の議決権の割合は51.00%となることから、対象者は当社の子会社となり、また、対象者の資本金の額は当社の資本金の額の100分の10以上に相当することから、対象者は当社の特定子会社に該当することとなります。

異動年月日 平成30年9月28日（予定）（本公開買付けの決済の完了日の翌営業日及び本第三者割当増資の払込予定日）

以上